

岩手県告示第226号

ろうあ者相談員設置規程を廃止する告示を次のように定める。

平成21年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

ろうあ者相談員設置規程を廃止する告示

ろうあ者相談員設置規程（昭和48年岩手県告示第594号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。